熊本市公的オンブズマン条例検討委員会に対する申し入れ書

平成22年7月12日

委員長　渡邊栄文　様

熊本市自治基本条例をより良くする会
会長　西村　文雅
住所
電話

主旨

検討委員会で審議が行われていますが、審議に際しては他都市の先行条例の運営状況もふまえて、より良いオンブズマン制度の制定に向け、「検討委員会運営要綱」第８条「意見の聴取」および自治基本条例第５条(2)「市政に参画し、意見を表明し又は提案する権利」を踏まえ、可能な限り市民の意見を聞く場を設けて進められることを要望いたしますので、委員会で検討していただき７月19日までに要望と質問に対する回答をお願いいたします。

１．検討委員会の検討スケジュールについて

検討委員会の日程が事務局から示されましたが、自治基本条例の素案づくりや検討委員会に携わった当会のメンバーとしては、なぜそんなに急いで条例案の検討を終える必要があるのか疑問に思っております。

拙速な条例の素案づくりは、オンブズマン制度の本質に反していると考えます。

オンブズマンは、市民の苦情を受け付け、「市民の代理人・弁護人」として調査を行い、市民の権利・利益の保護を図るものです。この制度は市民のために設置され、この制度を利用するのは市民です。市民のための制度ですから、市民が利用するためには、この制度を市民が十分知ること＝情報の共有が不可欠です。

検討委員会には、自治基本条例の「市民との情報の共有」という理念にしたがえば、検討した結果について市民に説明をする義務があると考えます。十分な議論の深まりもなく、拙速に検討委員会が検討を終えるのは重大な問題があると考えます。

そこで以下の５点について質問します。

(1) ８月下旬までの残り３回の検討会だけで、素案作りの議論を終わられるつもりですか。

(2) 検討委員会の検討は、十分になされているという認識ですか。

(3)市民の理解があって初めてオンブズマン制度は機能します。市民のほとんどはオンブズマン制度を知りません。自治基本条例では、「市民との情報の共有」が基本理念となっています。情報の共有を行うために、検討会主催による学習会、シンポジウム等が必要だと考えますが、開催されますか。

(4)自治基本条例と同様に、市民と情報を共有するために、検討委員会で検討した結果を報告し、市民が検討結果を十分に考え判断するための地域ごとの地域報告会の開催を要望します。

(5)上記の学習会等で出た意見をもとに、さらに検討会での検討を要望します。

２．熊本市自治基本条例より良くする会・起草委員会「熊本市オンブズマン条例案」の提案

当会は、よりよいオンブズマン条例を作成するために起草委員を募り、計９回、延べ20時間以上かけて条例を検討してきました。私たちは、最高規範性を持つ自治基本条例の視点から先行条例にとらわれることなく条文を検討し、市民の権利利益を擁護するオンブズマン制度が機能するにはどうあるべきかという視点で、どんな市民にとっても分かりやすくよりより条例づくりを心がけました。

そこで添付しました当会の起草委員会「熊本市オンブズマン条例案」を検討し、より良い条例を作っていただきたく、次のことを要望します。

(1) 起草委員会による条例案を検討して下さい。
(2) 検討の際に、起草委員に説明させて下さい。
(3) 討論に参加させて下さい。

熊本市オンブズマン条例案（第一次案）

自治基本条例をより良くする会起草委員会
起草委員長：浦崎勇一

第１章　総則

（目的および設置）
第１条　この条例は、熊本市自治基本条例に趣旨に基づき、熊本市オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)の組織、職務等に関し必要な事項を定めることにより、市民の代理人として市民の権利利益を擁護し、並びに市政を監視し、及び市の制度と運用の改善を図り、もって市民の意向と実情が反映された満足度の高い行政サービスを充実させ、公平・公正で透明性の高い市政を推進することにより市民と市政の相互の信頼性を高め、より良い市民生活の充実をめざした情報共有・参画・協働の市政運営に資することを目的とする。

（所轄事項）
第２条　オンブズマンの所轄事項は、市の機関等の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。
　オンブズマンの調査の管轄外とする事項は、下記事項とする。
　(1)判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
　(2)監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項
　(3)議会に関する事項
　(4)熊本市情報公開・個人情報保護審議会への苦情申し立てに基づき現に審議している事項
　(5)職員が人事委員会へ勤務条件・不利益処分について申し立てを行い、現に審議している事項

（オンブズマンの職務）
第３条　オンブズマンは、次の職務を行うものとする。
　(1)市の業務に関する苦情等の申立てを受け付け、迅速かつ総合的に調査・分析を行い、問題点を明らかにし、適切な処理を行うこと。
　(2)自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査すること。
　(3)市の業務に関し、非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。
　(4)条例・規則・要綱などの制度や運営の改善を求める意見を表明すること。
　(5)勧告、意見表明等の内容を公表し、説明すること。

第２章　責務

（オンブズマンの責務）
第４条　オンブズマンは、最高規範性を持つ自治基本条例の理念を遵守し、積極的に推進しなければならない。
２　オンブズマンは、市民の権利利益の擁護者として公正かつ法的な立場でその職務を遂行しなければならない。
３　オンブズマンは市政を監視し、及び市民の救済を図る市の機関等や市民団体等と有機的な連携・協働を図るよう努めなければならない。
４　オンブズマンは、市民の関心と公正への信頼を確保しなければならない。
５　オンブズマンは、公に説明し、説得しなければならない。
６　オンブズマンはその地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関等の責務）
第５条　市の機関等は、最高規範性を持つ自治基本条例の理念を遵守し、積極的に推進しなければならない。
２　市の機関等は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。
３　市の機関等は、オンブズマンの職務の遂行に関しすべての情報を共有し、関係書類等の提出など積極的に協力援助しなければならない。

（市民等の責務）
第６条　市民は、この条例の目的を達成するため、自治基本条例に基づき、この制度の運営に積極的に参画・協働する。

第３章　オンブズマンの組織等

（オンブズマンの定数、任期等）
第７条　オンブズマンの定数は３人とする。
２　オンブズマンは、法律に関し優れた識見を有し、人格が高潔で社会的信望が厚く、市民の権利・人権を擁護する使命感と情熱を持ち、行政に関し識見を有する者のうちから、第三者機関である選考等委員会の選考を経て、議会の同意を得て、市長が委嘱する。
３　オンブズマンの任期は４年とし、１期に限り再任されることができる。

（選考等委員会）
第８条　オンブズマンの選考・解嘱事項等の検討を行う選考等委員会を設置する。
２　選考等委員会は学識者と市民で構成する。
３　選考等委員会はオンブズマンの選考基準を公表し、選考結果を公表する。
４　オンブズマンは公募によって選考することができる。

（兼職等の禁止）
第９条　オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。
２　オンブズマンは、市と特別の利害関係を有する企業その他の団体（以下、特別な利害関係を有する団体という。）の役員を兼ねることができない。
３　オンブズマンは、本市の審議会委員や特別職を兼ねることができない。

（秘密を守る義務）
第10条　オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（解嘱）
第11条　市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又はオンブズマンに職務上の義務違反その他 オンブズマンたるにふさわしくない非行があると選考等委員会が認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができる。
２　オンブズマンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

（代表オンブズマン）
第12条　オンブズマンのうち１人を代表オンブズマンとし、オンブズマンの互選によってこれを定める。
２　代表オンブズマンは、オンブズマンに関する庶務を処理する。

3　代表オンブズマンに事故があるとき、又は代表オンブズマンが欠けたときは、あらかじめ代表オンブズマンが定めるオンブズマンがその職務を代理する。

（オンブズマン会議）
第13条　オンブズマン会議は、代表オンブズマンが招集し、その議長となる。
2　オンブズマン会議について必要な事項は、代表オンブズマンがオンブズマンに諮って定める。

第4章　苦情の処理等

（苦情の申立て）
第14条　何人も、オンブズマンに対し、市の機関等の業務の執行に関する事項及び当該業務の職員の行為について苦情を申し立てることができる。

（苦情等の申立手続）
第15条　苦情の申し立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し立てることができる。記載事項は以下の事項とする。
(1) 申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
(2) 申立ての趣旨及び理由並びに申立ての原因となる事実のあった年月日
(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
2　苦情の申し立ては、代理人により行うことができる。
3　苦情を申し立てた者は、面談日を予約して、直接オンブズマンに苦情を述べることができる。
4　オンブズマンは、苦情申立人の苦情を直接聴くことに努める。

（調査対象外事項）
第16条　オンブズマンは、申立てが、オンブズマンの所轄事項でないもののほか、次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、当該申立てに係る苦情について調査しないことができる。
(1) 申立てを行ったもの（以下「苦情申立人」という。）が、申立ての事実についての利害を有しないとき。
(2) 申立ての事実を知った日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
(3) 虚偽その他正当な理由がないとき。
(4) 利害関係の有無については、オンブズマン制度の原則にのっとり、広く柔軟に解釈するなど、弾力的運用を図ることに留意しなければならない。

（正当な理由）
第17条　前条第1項第2号に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 天災地変等による交通の途絶により申立期間を過ぎていたとき。
(2) 苦情に係る事実が継続しているとき。
(3) その他オンブズマンが正当な理由があると認めるとき。
2　前項に規定する正当な理由があるときの認定に当たっては、自治基本条例とオンブズマン制度の趣旨に基づき、市民の権利利益の保護を図るために、弾力的運用を図ることに留意しなければならない。

（調査の中止）
第18条　オンブズマンは、苦情等について調査を開始した場合においても、調査を続けることが相当でない特別の事情があると認めるときは、調査を中止することができる。

（調査に際して関係者への通知）
第19条　オンブズマンは、以下の場合、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
2　苦情申立人への通知
(1)苦情等を調査しないとき
(2)苦情等の調査を中止したとき
(3)苦情等の調査の結果を出したとき
3　市機関等への通知
(1)調査を開始するとき
(2)調査を中止したとき
(3)苦情等の調査の結果を出したとき

（苦情申立人への説明）
第20条　前条第2項の通知の内容に対して、納得できなかった場合には、苦情申立人は質問し説明を求めることができる。

（調査方法）
第21条　オンブズマンは、苦情等の事実だけでなく、業務行為の法的根拠等、構成要素・関係事実など総合的な調査・分析を行う。
2　前項の目的を達成するために、市の機関等に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を求め、又は実地調査をすることができる。
3　関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。
4　専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。

（調査への協力）
第22条　市機関等はオンブズマンの調査に全面的に協力しなければならない。
2　市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている指定管理者は、調査に協力しなければならない。

(調査の結果、勧告及び意見表明)
第23条　オンブズマンは、苦情等の調査の結果、下記の権限を職務行使できる。
(1)苦情等調査の結果、市民に不利益を与えた事実がある場合、市の機関等に対し業務について是正の措置を講じるよう勧告する。
(2)苦情等調査の結果、市民に不利益を与えた事実の要因が制度にある場合には、条例・規則・要綱・条文・解釈・運用・慣習等の制度の是正を勧告する。
(3)市の機関等に対し、自治基本条例に基づいて、条例・規則・要綱・条文・解釈・運用・慣習等の改善を求める意見を表明することができる。

2　オンブズマンは、前項の勧告又は意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、他の機関に対し、共同で行うよう求めることができる。

（勧告又は意見表明の尊重）
第24条　市の機関等は、勧告、意見表明を尊重しなければならない。

（是正・改善措置の報告）
第25条　オンブズマンが、勧告又は意見表明をしたときは、市の機関等に対し、是正等又は改善の措置について報告を求めるものとする。
2　市の機関等は、勧告又は意見表明があった日の翌日から起算して10日以内に、オンブズマンに対し、勧告又は意見表明に対しての回答を行う。
3　市の機関等は、勧告又は意見表明があった日の翌日から起算して20日以内に、オンブズマンに対し、具体的な是正又は改善措置の決定もしくは再発防止策について報告する。
4　市の機関等は、勧告又は意見表明があった場合、すみやかに具体的な是正又は改善措置を行い、30日以内に「是正又は改善措置報告書」を提出する。
5　オンブズマンは、勧告、若しくは意見を表明したとき、又は市機関等から回答等があったときは、苦情申立人に対し、その旨を通知しなければならない。

（勧告等の公表）
第26条　オンブズマンは、勧告若しくは意見表明をしたとき、又はオンブズマンに対する回答があったときは、その内容を市政だよりなどで公表し、市民に対する報告会を開催し、市民と情報を共有しなければならない。
2　オンブズマンは、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

（活動状況の報告）
第27条　オンブズマンは、毎年、すべての活動状況について、市長及び議会に報告するとともに公表する。
2　活動状況の報告は、年度ごとの苦情申立ての件数、苦情調査件数、オンブズマンの発意に基づく調査件数、勧告、意見表明及び是正等措置の回答その他の事項について報告書を作成して行う。

（市民との情報共有・協働および検証）
第28条　オンブズマンは、前条の規定によりその活動状況を市長及び議会に報告したときは、これを公表し、市民に対する報告会を開催するものとする。
2　オンブズマンは、前項に掲げるもののほか、その活動に関し、積極的に市民に情報を提供するとともに、市民の参画および市民との協働・交流に努めるものとする。
3　オンブズマンは、報告会やシンポジウム、研究会等を開催し、市民と共に一年間の活動の検証を行う。

第5章　事務局

第29条　オンブズマン制度の目的を果たすために事務局を置くと共に、オンブズマン制度を十分に機能させる事務所と人材と予算を講ずる。
2　事務局長は局長扱いとする。
3　事務局長と事務局員はオンブズマンの指揮下で、事務を行う。
4　事務局長、事務局員の人事は、オンブズマンの意向を聴いて決定する。
5　個人情報を保護するために、オンブズマンには専用の執務室を与える。
6　事務局は常に市民と情報を共有し、協働して運営するよう努める。

（専門調査員）
第30条　オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、専門調査員を置くものとする。
2　専門調査員は、代表オンブズマンが推薦し、市長が委嘱する。
3　第5条、第9条及び第10条の規定は、専門調査員について準用する。

（予算）
第31条　オンブズマン関係予算は、オンブズマンが市長に申請する。

第6章（補足）
第32条
　第9条2項に規定する特別な利害関係を有する団体とは、主として、本市に対し請負をし、又は本市において経費を負担する事業につき本市の長、委員会若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をするものをいう。

自治基本条例より良くする会「オンブズマン条例」起草委員会

起草委員長　浦崎勇一
起草委員　　浅尾裕幸
　　井芹文義
　　坂哉裕二
　　杉本由美子
　　高木厚子
　　西村文雅
　　橋本博
　　（50音順）